

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 ℓにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.1mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg以下であること。

## 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち 検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-103 土壤汚染対策法で規定する指定基準

項 目	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下(遊離シアン)
有機りん化合物	検出されないこと	-
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	250mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下、かつ、 アルキル水銀不検出	15mg/kg以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	-
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	-
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	-
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	-
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	-
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	-
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	-
チラウム	0.006mg/ℓ以下	-
シマジン	0.003mg/ℓ以下	-
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	-
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	-
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ以下	4,000mg/kg以下

資料: 県環境エネルギー一部水大気環境課

資料-104 土壌汚染対策法施行状況

土壌汚染対策 法 関係条項	項目	山形県					山形市
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度未までの 累計件数	
3条関係	有害物質使用特定施設の 使用廃止届出件数	24	11	15	20	211	13
	土壌汚染状況調査の 結果報告件数	2	1	1	4	48	4
	土所汚染状況調査が 一時免除された件数	21	11	15	22	184	9
4条関係 (*1)	一定規模以上の土地の 形質変更届出件数	168	98	116	97	452	73
	調査命令を発出した件数	0	0	0	1	1	0
第6、11条関係 (*1)	区域指定件数 (*2)	0	0	1	3	4	0
	法第3条に基づく指定	0	0	0	1	1	1
	法第4条に基づく指定	0	0	0	1 (*4)	1	0
	法第14条に基づく指定	0	0	1	1	2	0
第22条関係	汚染土壌処理業の 許可事業者数 (*3)	4	4	3	3	3	1

\*1:平成22年法改正前の条項については、法改正後の条項で集計。

\*2:年度末時点の指定区域数。

\*3:年度末時点での許可事業者数。

\*4:平成26年8月1日指定解除。

資料:県環境エネルギー一部水大気環境課

## 資料-105 土壤環境基準等適合状況調査結果

(単位：土壤溶出量結果=mg/l、土壤含有量結果=mg/kg)

番号		1	2	3	4	5	6	7	基準値	検出 下限値	
地名		寒河江市	村山市	新庄市	金山町	米沢市	南陽市	鶴岡市			
項目									基準値	検出 下限値	
土壤溶出量結果	第一種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.01以下	0.005
		六価クロム化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.05以下	0.02
		シアン化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D. (0.1)	0.1
		水銀及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005以下	0.0005
		セレン及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.01以下	0.005
		鉛及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.	0.005	N.D.	0.01以下	0.005
		砒素及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	0.01以下	0.005
		ふっ素及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.8以下	0.4
		ほう素及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1以下	0.1
	第二種特定有害物質	シマジン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.003以下	0.0015
		チオベンカルブ	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	.D.	N.D.	N.D.	0.02以下	0.01
		チウラム	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.006以下	0.003
		ポリ塩化ビフェニル	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D. (0.0005)	0.0005
		有機りん化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D. (0.1)	0.1
土壤含有量結果	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	150以下	10
		六価クロム化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	250以下	10
		シアン化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	50以下	5
		水銀及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	15以下	0.1
		セレン及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	150以下	10
		鉛及びその化合物	35	34	15	N.D.	N.D.	15	N.D.	150以下	10
		砒素及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	150以下	10
		ふっ素及びその化合物	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4000以下	100
ほう素及びその化合物	30	20	N.D.	N.D.	27	22	38	4000以下	20		

※ 「N.D.」とは検出下限値未満である。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課